

令和3年度 仙台市地域包括支援センター 運営方針について（案）

この運営方針は、令和3年度からスタートする「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～令和5年度）」（以下「計画」という。）を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築・推進の中核的機関である地域包括支援センターが、計画の基本目標の実現に向け取り組むべき事業の実施に係る基本方針、重点的に取り組む事項について示すものである。さらに具体的な事業内容については、「令和3年度地域包括支援センター業務水準表」（資料3）にて示し、各地域包括支援センターは、これらの方針に基づき事業計画を作成し、事業を実施する。

【参考】

○仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）（令和3～令和5年度）について

【基本目標】

高齢者が健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、地域で安心して誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指します。

基本目標の実現(本市が目指す地域包括ケアシステムの構築・推進)に向け、次の「3つの基本的な方向」のもと「7つの施策」を設定し取り組んで行く。

【方向1】健康寿命を延伸するとともに社会で活躍し続けるために

(施策1) 高齢者の健康と元気を応援する地域づくりや活動への支援の充実

(施策2) 高齢者が生涯活躍することのできる環境の整備

【方向2】共に支え合い安心して暮らし続けるために

(施策3) 自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化

(施策4) 地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進

(施策5) 認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる取り組みの推進

【方向3】介護サービス基盤の充実と介護人材の活躍を支えるために

(施策6) 効果的な介護サービス基盤の整備

(施策7) 多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進

1. 基本方針について（案）

地域包括支援センターは、総合相談・支援や権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、認知症高齢者への対応などの包括的支援事業と併せて、介護予防事業や地域・関係機関との連携・ネットワークづくりなどを行い、計画の基本目標の実現に向け、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から高齢者に対する支援を行う。

また、新型コロナウイルス感染症への警戒から、外出自粛や「新しい生活様式」を踏まえた行動の変化などにより、高齢者の生活に大きな影響をもたらしている点を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中であっても、感染防止を図りながら、各事業を継続していく。

2. 令和3年度 重点取組事項について（案）

令和3年度は1の基本方針を踏まえ、以下の3点を重点取組事項とし、PDCAサイクルを意識して取り組むものとする。

（1）地域・関係機関との連携・ネットワークづくり

高齢者が日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、地域をつくる関係機関や地域住民と連携を図りながら、次の取り組みを行う。

- ・圏域内の医療・介護・予防・生活支援・住まいにかかわる関係機関との連携の強化を図り、関係するすべての人が「我が事」として「丸ごと」つながる^{※1}ことで暮らしを支えることのできる地域ネットワークづくりを推進する。
- ・高齢者の在宅生活を支援する体制づくりに向け、地域ケア会議等を活用し、多職種の連携を深めると共に、地域の社会資源および住民ニーズの把握や個別事例の検討から地域課題を抽出し、その解決に向けた取り組みを推進する。
- ・住民同士の支え合いの重要性について理解と関心を深めるとともに、関係機関との連携強化を図りながら、新たな担い手の育成、支援ニーズとサービスを提供する主体とのマッチングなど、地域の活動に対する支援の充実を図る。

※1『「我が事」として「丸ごと」つながる』とは、高齢者、障害者、子ども、生活困窮等の制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくこと

（2）認知症施策の推進

認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」^{※2}と「備え」^{※3}を柱として、次の取り組みを行う。

- ・認知症の人や家族が様々な事業に参画・提言できる取り組みを推進し、認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を進めるために認知症の人本人などからの発信への支援をするなど、認知症の人が希望や生きがいを持って自分らしく暮らし続ける環境の整備を進める。
- ・認知症の人や家族が早期に相談につながり、早期診断や必要としている支援を受けられるよう、認知症の人や家族への支援において重要な役割を担う医療・保健・福祉の関係機関との連携体制の強化を図る。
- ・認知症があってもなくても同じ社会で共に生き、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人と家族の声を聴き取り、地域において互いに支え合う体制づくりを推進する。

※2「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きること

※3「備え」とは、認知症は誰もがなりうるものであることから、認知症を自分事として捉え、認知症の正しい知識を得て理解を深めていくこと

（3）介護予防の推進

心身ともに健康で元気に生きがいを感じながら生活できるよう、また地域の身近なところで介護予防・健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを進めるため、次の取り組みを行う。

- ・自らが介護予防に取り組むことの重要性や、社会参加がいきがいつくり・介護予防につながること等の普及啓発を行い、介護予防の理念の浸透を図る。
- ・地域の身近なところで介護予防に資する取り組みができるよう、関係機関、団体と協働し、活動の機会や場の確保、担い手の育成、活動継続の支援を行う。
- ・利用者の希望・想いなどを把握し、本人の有する能力を生かしながら自立した日常生活が営めるよう、多様な社会資源を駆使して自立支援に資するケアマネジメントを推進する。